

- (1) 別に定める身体障害者等が利用する場合であること。
- (2) やまびこドームのグラウンドを、専ら準備又は片付けのために利用する場合であること。
- (3) 長野県飯田創造館又は長野県佐久創造館を、次に掲げる団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用する場合であること。

ア 県内の芸術文化団体

イ 県内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校

ウ 県内の社会福祉団体

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があるものとして知事が認めた場合であること。

2 条例第15条の規定による利用料金の減免の額は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとするものは、その理由を明示して、第6条の規定による申請と併せて指定管理者に申請しなければならない。

第15条の次に次の章名を付する。

第3章 監督

第16条及び第17条を次のように改める。

(保管工作物等一覧簿等)

第16条 条例第19条第3項の保管工作物等一覧簿は、様式第7号によるものとする。

2 条例第19条第3項の規則で定める都市公園は長野県風越公園及び長野県若里公園とし、同項の規則で定める場所はこれらの都市公園の所在地を管轄区域とする建設事務所とする。

(受領証)

第17条 条例第19条第6項の受領証は、様式第8号によるものとする。

第19条中「管理」を「管理等」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「の利用者」を「を利用する者」に改め、同条を第21条とし、第17条の次に次の1章及び章名を加える。

第4章 指定管理者による管理等

(公募によらない理由)

第18条 条例第21条第1項第2号の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第20条に規定する都市公園等の管理にその利用をする者の自発的な参加が得られるものを指定管理者とすることができる場合であること。

- (2) 他のものを指定管理者とする場合と比較して、管理に係る経費の負担を著しく縮減することができるものと認められるものを指定管理者とする場合であること。

(指定の申請)

第19条 条例第23条の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第23条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第21条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第24条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の基準)

第20条 条例第27条第1項第1号の規定により定めるスポーツ施設等の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、やまびこドームにあつては毎月第3月曜日及び第3号に掲げる日とし、オートキャンプ場にあつては水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、木曜日)及び12月1日から翌年4月第3土曜日の前日までとする。

- (1) 月曜日(長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館にあつては、水曜日)。ただし、その日が休日に当たるときは、火曜日(長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館にあつては、木曜日)とする。

- (2) 休日の翌日

- (3) 12月29日から翌年1月3日まで(プールにあつては、12月28日から翌年1月5日まで)

2 条例第27条第1項第1号の規定により定めるスポーツ施設等の利用時間は、別表第4のとおりとする。

3 条例第27条第1項第4号の知事の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ施設等の利用の停止及び許可の取消しについて、次に掲げる場合に行うことができるものとする。

- ア 利用者が条例第8条又は第9条第1項の規定に違反した場合
 - イ 利用者が利用の許可に付した条件に違反した場合
 - ウ その他利用者がその利用に関し不相当と認められる行為をした場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める基準

第5章 雑則

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第5条関係)

スポーツ施設等の名称		行 為
野球場		1 条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 2 条例第9条第1項第5号に掲げる行為(野球場のフェンスにおけるものを除く。)
陸上競技場		条例第9条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる行為(陸上競技場を専用して利用する場合のものに限る。)
補助競技場、球技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
プール		条例第9条第1項第2号に掲げる行為(プールを専用した利用に限る。)
体育館		1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(体育館の全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(体育館の全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(体育館の全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
総合球技場	グラウンド	1 条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 2 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(グラウンドをアマチュアスポーツ以外のために利用する場合のものに限る。) 3 条例第9条第1項第5号に掲げる行為(スタンドの内壁におけるものを除く。)
	多目的室又は会議室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
芝生グラウンド		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
やまびこドーム	グラウンド	1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(グラウンドの全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(グラウンドの全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(グラウンドの全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
	会議室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
オートキャンプ場の会議室又は長野県飯田創造館		条例第9条第1項第2号に掲げる行為
長野県佐久創造館	101号室	1 条例第9条第1項第1号又は第5号に掲げる行為(101号室の全部を利用する場合のものに限る。) 2 条例第9条第1項第2号に掲げる行為(101号室の全部の利用又は一部を専用した利用に限る。) 3 条例第9条第1項第3号又は第4号に掲げる行為(101号室の全部をアマチュアスポーツ又はレクリエーション以外のために利用する場合のものに限る。)
	上記以外の室	条例第9条第1項第2号に掲げる行為

別表第2中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「使用する」を「利用する」に、「の使用料」を「の利用料金」に、「使用料」を

「金額」に改める。

別表第3の1中「1 備品を使用する場合の使用料」を「1 備品を利用する場合の利用料金」に改め、同1の(1)中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同(1)の備考中「使用」を「利用」に改め、同1の(2)から(4)まで中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表の2中「使用する場

」を「金額」に改め、同表の2中「使用する場

合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に、「全部使用」を「全部利用」に改め、同表の3中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表の4中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料」を「金額」に、「別表の9の(1)」を「別表第2の9の(1)」に改める。

別表第3の次に次の別表を加える。

(別表第4)(第20条関係)

区 分		利 用 時 間	
野球場		午前8時30分から午後5時(夜間照明設備が設置されている施設にあつては、4月1日から10月31日までの間は午後9時)まで	
陸上競技場		午前8時30分から午後9時まで	
補助競技場		午前8時30分から午後5時まで	
球技場			
相撲競技場			
庭球競技場	長野県松本平広域公園	午前8時30分から午後9時まで	
	長野県駒場公園	午前8時30分から午後5時(4月1日から10月31日までの間は午後8時)まで	
弓道場		午前8時30分から午後5時(4月1日から10月31日までの間は午後8時)まで	
多目的運動場		午前8時30分から午後9時まで	
プール	屋内プール	6月20日から9月10日まで	午前9時30分から午後8時まで(午後零時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時までを除く。)
		9月11日から翌年6月19日まで	午後1時から午後7時まで(午後4時から午後4時30分までを除く。)
	屋外プール	6月20日から9月10日まで	午前9時30分から午後8時まで(午後零時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時までを除く。)
体育館		午前8時30分から午後10時まで	
総合球技場		午前9時から午後9時30分まで	
芝生グラウンド		午前9時から午後5時まで	
やまびこドーム		午前9時から午後9時30分まで	
パターゴルフ場		午前9時から午後5時まで	
オートキャンプ場	個別サイト及びフリーサイト	午後2時から翌日午前10時まで(宿泊を伴わない場合にあつては、午前10時から午後4時まで)	
	キャラバンサイト、キャビン及び大型キャビン	午後2時から翌日午前10時まで	
	会議室	午前9時から午後10時まで	
長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館		午前9時から午後10時まで	

様式を次のように改める。

(様式第1号) (第2条関係)

(公園施設を設けようとする場合)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

長野県

公園において、公園施設を設けたいので、都市公園法第5条第

1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

公園施設の種類	
設置の目的	
設置の期間	
設置の場所	
公園施設の構造	
公園施設の外観	
公園施設の管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手時期	年 月 日
工事の完了時期	年 月 日
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき 事項	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(公園施設を管理しようとする場合)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 }

長野県 公園において、公園施設を管理したいので、都市公園法第5条
第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

公園施設の種類	
管理の目的	
管理の期間	
管理の場所	
管理の方法	
その他参考となるべき事項	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(許可を受けた事項を変更しようとする場合)

公園施設設置(管理)許可事項変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

長野県 公園における公園施設の設置(管理)について、許可を受けた事項を変更したいので、都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変更しようとする事項		

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第2号) (第3条関係)

都市公園占用許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県

公園において、都市公園を占用したいので、都市公園法第6条

第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
占用物件の構造	
占用物件の外観	
占用物件の管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手時期	年 月 日
工事の完了時期	年 月 日
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第3号) (第3条関係)

都市公園占用許可事項変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県 公園の占用について、許可を受けた事項を変更したいので、都市公園法第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変更しようとする事項		

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第4号) (第5条関係)

都市公園行為許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

長野県 公園における行為について、長野県都市公園条例第9条第1項
の規定により、下記のとおり申請します。

記

行為の内容	
行為の日時又は期間	
行為の場所	
行為の目的	
その他参考となるべき事項	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。